

平成 23 年 4 月 8 日

日本年金機構

東日本大震災への対応状況

1. 年金事務所等の被災状況

- 機構職員に対する人的被害はなし。
- 被災のあった年金事務所は 27 事務所であったが、順次復旧し、3 月 29 日からは全ての年金事務所が開所。(ただし、著しい被災のあった石巻年金事務所では、当面、書類の受付等のみ業務を行っている。)
- 第 3 コールセンター及び 3 か所の記録突合センターが、一時閉鎖となったが、順次復旧し、4 月 4 日からは全ての拠点で作業を再開している。(ただし、端末・ブースの破損、交通事情による従業者欠勤等によりフル稼働には至っていない。)

2. 被災者に対する支援措置の実施状況等

- ① 被災者専用フリーダイヤルを設け、年金に関する特例措置をはじめ避難者からの年金相談に対応する。(4 月 11 日開始予定)
- ② 年金事務所等の職員が被災地での出張相談を行う。実施にあたっては、社労士会にも協力をお願いし、自治体や労働局等と連携して取り組む。(4 月 4 日より順次実施)
- ③ 年金に関する特例措置をはじめ避難者の方が知りたい情報をポスターやチラシにして避難所に配布する。(実施中)

(参考) これまでに講じられた特例措置等

- 厚生年金保険料等の納期限の延長
対象地域に所在地を有する事業所等であって、平成 23 年 3 月 11 日以降に納期限が到来するものについて、納期限を延長する。
- 国民年金保険料の免除
被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね 2 分の 1 以上の損害を受けられた場合、本人からの申請に基づき、国民年金保険料を全額免除とする。
- 障害基礎年金等の支給停止の解除
また、所得制限等により支給停止となっている障害・遺族基礎年金及び老齢福祉年金等は、一定の要件を満たした場合、支給停止解除の処理を行う。
- 現況届等の取扱い
被災地域に在住されている方の現況届(診断書付含む)及び生計維持確認届については、通常通り送付する。その上で、期限までに未提出(未送達)であった場合でも、8 月定期支払までは支払を継続することとする。